

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本部町長 平良 武康

市町村名 (市町村コード)	本部町 (47308)
地域名 (地域内農業集落名)	備瀬行政区 (備瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 3月 4日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町では、親族間以外への農地の後継について抵抗があるため、農地の貸借が進まず放棄されている農地もある。また、本町は中山間地域であることから、基盤整備が行き届かず、かんがい排水設備のない地区もあるため、水の確保についても課題がある。そのため、農業者が減少傾向にある本町及び本行政区の農業を継続するためには、地区内外問わず、新規就農者の受け入れが必要である。  
 課題として、ため池の清掃作業、防風林の設置、ため池の水質対策、農作物の販路先の確保、ビニールハウスの張替え等農作業委託の整備が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本行政区は本町の中でも土地改良事業等の整備率が高く、基盤整備が整った農地が多いため野菜や花きなど高収益性の高い品目が栽培されている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>備瀬地域は、60才以上の耕作者が約7割を超えているが、そのうち後継者のいない農地は約2割となっており、他地域と比較すると、遊休化する恐れのある農地は少ないと考えられる。そのため、現在、遊休化している農地について、規模拡大する意欲のある中心経営体などの担い手へ農地中間管理機構を活用し、遊休農地の解消及び遊休化の未然防止を図りつつ、農地の集積・集約化に努める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>リタイアする農家の把握については、自治会長などの地域の代表となる方からの協力を仰ぎ、把握につとめる。リタイアする農家の農地を含めた貸付意向のある農地については、原則として、中心経営体へ農地中間管理事業を活用し、貸借を進めていく。あわせて、農地中間管理事業の制度周知活動に取り組む。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>他行政区と比べて平地が多いことや、古くから区画整理及び畑地かんがい施設が導入されたこともあり、農業が盛んな地区である。また管路の老朽化や水需要の変化に対応できないなどの理由から更新整備の要望が強い。また備瀬土地改良区(備瀬北地区:受益面積18.6ha、備瀬南地区:受益面積42.2ha)でも末端かんがい整備が求められている。          今後は、未整備状況の農用地はもとより、既に整備が完了した地区における再整備等を行い、整備水準の向上に務める。また農業用水確保のための水源を調査し、事業化の可能性を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>行政区内で規模拡大の意欲のある中心経営体などの担い手の確保と、認定新規就農者の受入れを促進すると同時に、担い手のみに関わらず、意欲のある非担い手にも集積を図り、担い手への位置づけに努め、今後の地域農業者の高齢化に伴う農業従事者不足に備える。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業委託を最大限活用して効率化を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑨草地畜産基盤事業(畜産担い手総合事業)を活用し、地域内外からの担う者を受け入れ、地域農業へ担う者への農地集積・集約を促進する。
- ⑩多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地等の維持管理を行う。
- ⑩収益力向上のための栽培品種の検討と更なる販路拡大を推進する。
- ⑩非農用地を設定して駐車場にするなどオーバーツーリズム対策を検討する。